

すぎなみ

歩きながら、元気と文化が、すぎなみ生まれる街。

暮らしのちょっとしたお問い合わせは
☎#8800または☎3372-8800
区役所いつでも電話サービス

緊急経済対策融資制度の受付期間を延長します 2
「杉並区まちづくり条例」を改正しました 2
小児急病診療がさらに拡充されます 4
10月1日から路上禁煙地区で過料を徴収します	... 6・7
杉並清掃工場建替計画がまとまりました10

発行/杉並区 編集/広報課 〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1 http://www.city.suginami.tokyo.jp/ 区の代表電話 ☎3312-2111 FAX3312-9911 (広報課直通)

保育園待機児を解消するために 緊急対策を実施します

深刻化する不況などの影響により保育需要が急増し、認可保育園の4月入園申し込みが昨年より3割増と大幅に増加しました。区は、21年度の当初予算において計画した対策に加え、第2次の対策として、区保育室の追加設置で100名の定員増を図るほか、深刻な社会経済状況に対応して、認証保育所等の保護者負担軽減などの追加対策を緊急に講じることとしました。

- ◆設置場所
 - 堀ノ内・善福寺・南荻窪・清水・下高井戸の各地域。
 - また、荻窪・阿佐谷・高円寺・高井戸地域から三カ所と今川(22年2月予定)にも設置します。
- ◆対象児
 - 0〜2歳児。なお一部の保育室では0歳児保育は行いません。
- ◆利用料
 - 保育時間に応じて、月額四万五〇〇〇円〜五万四〇〇〇円。
 - ※実際の負担は、利用料などの一部助成(世帯収入に応じて一万七五〇〇円または二万円)を差し引いた額になります。
- ◆申し込み方法
 - 入園の対象者のうち、1、2歳の保護者には、すでにご案内を送付しています。
 - 0歳児は、準備が整い次第、

「広報すぎなみ」などでお知らせします。さらに、区が指定する認可外保育施設の保護者への補助を新たに開始します。

認定保育所を増設します (三カ所・一四五名)

認証保育所を4月以降順次増設します。入園の申し込みなどは、直接各園にお願いします。

- 浜田山(4月開設) ☎5305-6133
- 久我山(夏ごろ開設) ☎3391-0220
- 西荻窪(秋ごろ開設) ☎5261-4355

このほかにも、家庭福祉員を倍増するための環境整備(委託料増額・制度の見直し)、すぎなみ地域大学における保育人材養成講座の実施など、あらゆる方策を講じて保育の充実に取り組み、待機児の解消に努めていきます。

それぞれの対策の詳細は、順次お知らせします。

家庭福祉員(保育ママ)を募集します

ご家庭で、0〜2歳児を保育する家庭福祉員を募集しています。

詳細は、お問い合わせください。

今年度の保育園への入園希望は、昨年比約30%の大幅増となり、この4月の段階で多くの待機児を出すことになり、まずご希望に沿うことのできなかった皆さまに心よりおわび申し上げます。

これまで私は、杉並の子育て環境の充実を最重要政策の一つと位置づけ、全国に先駆けて、妊婦検診全一四回の補助、義務教育終了時までの子供の医療費無料化、そして杉並独自の子育て応援券の配布など進めてきました。その結果、合計特殊出生率は平成17年の0.71から20年の0.82と大きく回復し、年間の出生数も約五〇〇人増えました。また保育定員もこの五年間で約五〇〇人と大幅に増加させ、平成19年4月の待機児は



保育、保育、保育。

杉並区長 山田 宏



一三人まで減少、その後出生数の増加に合わせた保育定員の確保に向けた取り組みをしてきましたが、昨秋の突然の経済危機により、入園応募数は予測を大きく超えるものとなってしまいました。そして入園選考基準についても、多くの厳しい意見をいただく結果となりました。

この突然の状況変化に対応するため、区議会の要望も踏まえ、私は速やかにとり得るあらゆる手立てをとって、早期に待機児の解消を図る決意です。そこでまず、今月から緊急の既存保育園の定員拡大を行い、認証保育所

〇万円かかっている、その大幅増には限界があること、一方「認可」保育園の補完的な役割として設置されてきた、都基準の「認証」保育所の保護者の負担が、「認可」に比べかなり大きいという課題などにも取り組んでいかなければならないと考えています。

「定額給付金」の申請書類は、4月13日(月)から発送する予定です

—お問い合わせは、定額給付金ホットライン☎3312-2311へ。

定額給付金は、以下のとおり郵送申請・口座振り込み方式により、区民の皆さんに給付する予定です。

詳細は、「広報すぎなみ」4月11日特集号でお知らせします。

◆定額給付金の対象者

21年2月1日現在、杉並区に住居登録のある方、外国人登録のある方(短期滞在の方・不法滞在者を除く)

◆給付金額

1人につき1万2000円(21年2月1日現在18歳以下または65歳以上の方は、1人につき2万円)。

◆手続き方法

①区から世帯を単位として世帯主の方へご案内と申請書を送付します。

②給付金の振り込みを希望する金融機関の口座番号などを記入の上、本人確認資料(運転免許証など)の写しと通帳の写しなどを添付して、返信用封筒で区へ申請書を郵送します。

③区は申請書の内容を確認し、申請書に記載された口座へ給付金を振り込みます。

◆給付金の給付時期

4月13日(月)から申請書類を発送します。区は申請を受け付け次第、順次、口座への振り込みの手続きを行います。実際に口座に振り込まれるのは、4月下旬以降になる予定です。

※「定額給付金」の給付に合わせて、幼児教育期の第2子以降の子どもに対し、「子育て応援特別手当」を支給します。該当する方へは、定額給付金の申請書と合わせて案内と申請書を送付します。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」などにご注意ください!

緊急経済対策融資制度の

受付期間を延長します

申し込み・問い合わせは、産業経済課商工係融資担当へ。

「全業種」を対象に、引き続き無利子融資を実施し、売上が減少している区内中小企業の経営を支援します。

◆申込受付期間

4月1日(水)～22年3月31日(水)

◆限度額

五〇〇万円

※現在、区緊急運転資金を利用してしている場合はこの限りではありません。

◆資金使途

運転資金に限る

◆返済期間

六年六カ月以内(外据置六カ月以内)

◆本人負担利率

- 貸付から三年間無利子
- 貸付から三年間経過後年0・52%
- 小口融資資金対象融資年0・47%

◆利用できる方

①～⑤の条件を満たしている方。

- ①区内に主たる事業所(法人は本店登記も)を有し、区内で同一の事業を引き続き一年以上(売上発生から一年以上)営んでいる
- ②最近三カ月または一年間の売上高(または売上総利益)が前年同期と比較して減少している
- ③東京信用保証協会の保証対象

- ④申し込みをした日までに納付すべき住民税・事業税の滞納がない
- ⑤個人の場合には、主たる収入を当該事業から受けている
- ※小口融資資金は、次の⑥⑦の条件も必要です。
- ⑥従業員数が二〇人(小売り業またはサービス業は五人)以下である
- ⑦東京信用保証協会からの保証付残高が一二五〇万円未満である

業種を営み、事業に必要とされる許認可を受けている

プレミアム付区内共通商品券の発行準備を進めています

産業経済課商工係

悪化する経済状況に対する対策の一つとして、区内消費の拡大を図るため、杉並区商店街振興組合連合会と連携して、区が負担する1億円を付けた総額11億円分の区内共通商品券(なみすけ商品券)の発行準備を進めています。詳細については、「広報すぎなみ」4月11日特集号でお知らせします。

【券面額・販売単位・価格】1冊500円券・22枚つづり(1万1000円分)を1万円で販売

【販売時期】5月と10月の2回に分けて販売する予定です

【有効期限】22年3月末日まで

◆区内事業者の皆さんへ

プレミアム付商品券が区内のどこでも使えるようにすることで、消費者にとってより魅力あるものとするため、区内事業者の皆さんに取り扱っていただくようご協力をお願いいたします(詳細が決まり次第、パンフレットなどを作成し、配布する予定です)。



▲商品券のデザインが決まりました

杉並区景観条例を施行します

区は、4月1日に景観法に基づく「景観行政団体」となり、杉並区景観条例(20年12月公布)を施行することになりました。法に基づく景観計画区域内での行為の届出先が、都から区へ変更となります(ただし、区の景観計画策定までの間は、引き続き、「東京都景観計画」に示す対象行為、基準による届出となります)。

まちづくり推進課景観係

良好な住環境と都市機能が調和した安全で快適かつ魅力あるまちを目指して

「杉並区まちづくり条例」を改正しました

まちづくりの基本となる理念や区民参画の方法などを定めた「杉並区まちづくり条例」の見直しを行い、大幅な改正を行いました。——問い合わせは、都市計画課企画調査係へ。

区では、平成15年に施行して五年が経過した「杉並区まちづくり条例」の見直しを行い、大幅な改正を行いました。まちづくりへの参画と協働の充実や大規模開発事業の継続の創設などにより新しくなった「杉並区まちづくり条例」をご理解いただき、まちづくりに向けた皆さんのより一層のご協力をお願いいたします。

改正に先立ち、「広報すぎなみ」20年12月11日号などで改正案を公表し、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出「まちづくり構想」の提案や「地区計画等の住民提案」の申出などを行うことができます。

市街地整備型および地区指定型まちづくり協議会は、区長に「まちづくり構想」の提案や「地区計画等の住民提案」の申出などを行うことができます。

この審議会は、学識経験者七名以内と区民三名以内で構成され、土地利用専門部会や景観専門部会も置かれます。

見を伺いました。いただいた主なご意見と区の考え方は下表のとおりです。改正後の条例の全文とご意見の概要は、区ホームページのほか、都市計画課(区役所西棟五階)、区政資料室(西棟二階)、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館で閲覧できます。

改正の背景

主な意見(要旨)	区の考え方
「まちづくり条例見直しに向けた提言」の内容を最大限尊重するよう望む。提言と改正条例との変更点と理由を区民に明らかにするよう望む。	提言の趣旨に沿って、条例を改正しました。
まちづくりの定義は、「良好な市街地形成を目指す区、区民及び事業者の活動」とある。条例に大規模建築物や都市計画法によるまちづくりが含まれるので、立場や役割の違いを明確にして協働することを謳(うた)う必要がある。	大規模開発事業に関する手続きの創設などを踏まえ、事業者の責務を「地域のまちづくりに積極的に貢献しなければならない」と規定しました。
改正の背景の説明にある「事業者の積極的な地域貢献」を求めることを条例に反映すべきである。住宅都市杉並の良好な住環境を守るために、「まちづくり条例見直しに向けた提言」にある「指導要綱」の適用を厳格にすべき。	ご意見に沿って、修正しました。
協議会の類型追加、認定要件の明確化には賛成する。条例作成前に要件の明確化および公表と基準について、区民に問うことを望む。	認定基準については、提言の趣旨に沿って、規則で決めました。
大規模開発事業の届出等の創設に賛同する。周辺を含めたまちづくり協議会設立の義務化を望む。	大規模開発事業者に対する意見書の中で、提案することができます。
第三者機関に公募区民を入れることを求める。	区民公募も予定しています。

21年度国民健康保険料の料率が決まりました

税制改正の影響を抑える緩和措置は20年度で終了しました。21年度は住民税額がそのまま賦課標準額になります(左図のとおり)。

国民健康保険料額通知書は6月中旬に送付します。4月22年3月の一年分の保険料を6月から翌年3月に分けての納付になります。4、5月の納付はありません。

各世帯の国民健康保険料は、加入者全員の住民税額をもとに算定します。確定申告または住民税の申告が済んでいない方は申告が必要です。

申告の内容は、①保険料の所得割の算定②保険料の均等割の軽減判定③高齢受給者証の一部負担金の割合判定のために大変重要な資料となります。申告がないときは、所得の少ない世帯に適用される保険料の減額などが受けられません。住民税の申告をする方は、早めに課税課(区役所東棟二階)へお願いします。

◆住民税の申告にご協力を

◆社会保険に加入した方へ

◆口座振替をご利用ください

◆納付書での支払い

国民健康保険料はこのように計算します

下表のA・B・Cを合計した金額が年間保険料です。加入者の年齢により計算の金額は変わります。

40歳未満の方=AとBがかかります
40歳以上65歳未満の方=AとBとCがかかります
65歳以上75歳未満の方=AとBがかかります

保険料の計算をしてみましょう

※加入者(被保険者)ごとにA・B・Cを算出してから世帯で合計しますが、ここでは加入者全員の加入期間を同じとしてまとめて計算してみます。

◆賦課標準額の求め方

下記の表中の〈所得割〉の計算は、住民税を基礎にしています。世帯の国民健康保険加入者の住民税を合計して賦課標準額としてください。(介護保険分は40歳以上65歳未満の国民健康保険加入者の住民税を合計してください)
※19、20年度は税制改正の影響を抑えるための緩和措置があり、住民税額から緩和措置額を差し引いた額が賦課標準額でしたが、21年度は緩和措置がなくなりました。
21年度は住民税額がそのまま賦課標準額です。

21年度 保険料簡易計算表

A. 医療分	B. 後期高齢者支援金分	C. 介護保険分
<p>〈所得割〉</p> <p>賦課標準額 × 0.68 (20年度0.9)</p> <p>= 円</p> <p>〈均等割〉 加入者数</p> <p>2万7600円 × 人 (20年度2万8800円)</p> <p>= 円</p> <p>所得割 + 均等割 × 加入月数 / 12カ月</p> <p>計 円</p>	<p>〈所得割〉</p> <p>賦課標準額 × 0.26 (20年度0.27)</p> <p>= 円</p> <p>〈均等割〉 加入者数</p> <p>9600円 × 人 (20年度8100円)</p> <p>= 円</p> <p>所得割 + 均等割 × 加入月数 / 12カ月</p> <p>計 円</p>	<p>40歳以上65歳未満の加入者のみ</p> <p>〈所得割〉</p> <p>賦課標準額 × 0.12 (20年度0.18)</p> <p>= 円</p> <p>40歳以上65歳未満の加入者数</p> <p>〈均等割〉</p> <p>1万1100円 × 人 (20年度同額)</p> <p>= 円</p> <p>所得割 + 均等割 × 加入月数 / 12カ月</p> <p>計 円</p>

※保険料には最高限度額が定められています。上記の計算で最高限度額を超えた世帯は最高限度額が保険料です(A.医療分=47万円<20年度同額>、B.後期高齢者支援金分=12万円<20年度同額>、C.介護保険分=10万円<20年度は9万円>)。

合計 A+B+C=世帯の年間保険料 円(月額) 円)

よ銀行・郵便局を含む)、コンビニエンスストア、国保年金課(区役所東棟二階)、区民事務所・分室、駅前事務所で納付できます。ただし、三〇万円を超える納付書はコンビニエンスストアでは納付できません。金融機関などをご利用ください。また、「21年3月31日までコンビニエンスストアでご利用になれます」と記載がある納付書は、4月1日(水)以降、コンビニエンスストアでは利用できません。期限が過ぎた納付書をお持ちで、コンビニエンスストアでの納付を希望する方はご連絡ください。

◆新しい保険料の納め方のお知らせ

10月から、保険料の年金引き落とし(特別徴収)が始まります。

年金引き落としとは、国民健康保険料の納付の利便性や徴収の効率化を図るため、世帯主の方が受給している公的年金から、世帯全員の保険料を引き落としする制度です。

この制度により、保険料は年金から引き落としされるため、保険料を納めるために区役所や金融機関に向く必要がなくなります。また、現金を用意しなくて済むようになり、安全で大変便利です。

この制度は、保険料の新しい納め方であり、新たな保険料や税などの負担が生じるものではありません。

◆国民健康保険・後期高齢者医療制度 夏季保養施設

詳細を案内したちらしを配布しています。また、「広報すぎなみ」6月1日号にも案内を掲載する予定です。

◆国保年金課国保収納係

◆国保温泉センター割引利用券

◆国保温泉センター割引利用券

◆国保温泉センター割引利用券

◆国保温泉センター割引利用券

◆国保温泉センター割引利用券

◆国保温泉センター割引利用券

◆国民健康保険・後期高齢者医療制度 夏季保養施設

詳細を案内したちらしを配布しています。また、「広報すぎなみ」6月1日号にも案内を掲載する予定です。

◆国保温泉センター割引利用券

〈国保温泉センター割引利用券対象施設〉

施設名	檜原温泉センター「数馬の湯」	奥多摩温泉「もえぎの湯」	秋川溪谷「瀬音の湯」
定休日	月曜日(祝日の場合は翌日)		不定休(要確認)
利用料金	中学生以上400円、小学生200円、未就学児は無料(12歳以上は別途入湯税1名50円)	[2時間まで] 中学生以上400円、小学生200円、未就学児は無料(12歳以上は別途入湯税1名50円)	[3時間まで] 中学生以上600円、小学生200円、未就学児は無料

※年末年始の営業については、各施設に確認してください。

要介護認定調査項目が変わります

要介護認定申請をすると、調査員がご自宅や施設などを訪問し、調査を行います。その際の質問項目が、4月1日(水)申請分から82項目が74項目になります。詳細はお問い合わせください。

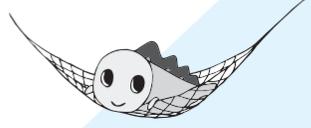
◆区役所での認定申請受付窓口の変更

4月1日(水)から、区役所での介護認定申請は、介護保険課認定係(東棟3階)で受け付けます。なお、区内20カ所にある地域包括支援センター(ケア24)では、引き続き申請受け付けを行います。

問介護保険課認定係

▷すこやか赤ちゃん訪問事業◁

赤ちゃんが生まれた
すべてのご家庭へ
訪問します



赤ちゃんが生まれたら保健バッグに入っている「すこやか赤ちゃん連絡票」をお送りください。「すこやか赤ちゃん連絡票」は、赤ちゃんの誕生を保健所にお知らせいただくものです。保健師や助産師がご自宅に訪問し、赤ちゃんの体重測定や、母乳・子育てに関する相談を無料で行います。

※4月から「こんにちは赤ちゃん連絡票」は「すこやか赤ちゃん連絡票」に名称が変わりました。
—問い合わせは、管轄の保健センター（電話番号は右記参照）へ。

麻しん対策の強化を図るため、今年度は接種漏れ者に対する公費負担の対象を拡大して実施します。

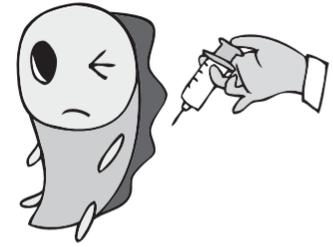
◇接種期間 22年3月31日まで
◇接種するワクチン 麻しん風しん混合ワクチン(麻しん・風しんの単抗原ワクチンも可)

◇対象者 ①法定接種の第一期(生後12月～24月未満)を過ぎ(第二期(小学校就学前一年間)に達していない、麻しん風しん予防接種を受けていない方)②小学一～三年生相当(平成12年4月2日～15年4月1日生まれ)で、麻しん風しん混合第二期を受けていない方。

右記の方でも対象に該当しない場合もありますので、詳細は保健予防課へお問い合わせください。

391-1025 または各保健センター(荻窪) 3391-104

センター(荻窪) 3391-104
015/高井戸 3334-104
304/高円寺 3331-104
116/上井草 3339-104
212/和泉 3331-104
311/他今年度の麻しん風しん混合第二期(第四期対象者には) 3331-104
311/予防疫接種予診票を3月末に郵送しました。麻しんは非常に感染力が強く、重篤化することもあります。本格的な流行時期に入る4月～6月までに接種することをお勧めします



麻しん風しん予防接種
任意接種公費負担制度

◆21年度区民健康診査・がん検診などのお知らせ◆

問い合わせは、区コールセンター ☎ #8800 または ☎ 3372-8800、杉並保健所健康推進課 ☎ 3391-1015 へ。

すべての健(検)診の対象年齢は、21年度中(21年4月～22年3月)に誕生日を迎えた満年齢です。

◆◆21年度から区民健康診査の受診期間が変更になります◆◆

【4月～9月生まれの方】 6月1日～9月30日(受診券発送は5月末を予定) 【10月～3月生まれの方】 10月1日～22年1月31日(受診券発送は9月末を予定)

◇区民健康診査◇

対象者は下表のとおりです。指定医療機関(受診券に実施機関一覧表を同封)で実施します。健康維持・増進、生活習慣を見直すきっかけとしてお役立てください。なお、生活習慣病などで入院・加療中の場合は、受診する必要はありません。

健診名	対象年齢	対象者	受診期間	費用	備考
①成人等健診	30～39歳	職場などで健診を受ける機会がない方	【4月～9月生まれ】 6月1日～9月30日	無料 (希望検査項目は有料)	②の対象者、①③の対象者で過去3年間に1回以上区民健診を受診した方は、申し込みの必要がありません。 【希望検査項目=区民健診を予約する際、各医療機関に申し込み】 ■胸部X線検査…30～64歳=300円 ■大腸がん検診…40歳以上=200円 ■前立腺がん検査(※2)…50・55・60・65・70歳=700円(区内の指定医療機関でのみ実施)
②特定健診	40～74歳	杉並区国民健康保険に加入している方	【10月～3月生まれ】 10月1日～22年1月31日		
③長寿健診	75歳以上	長寿医療制度(後期高齢者医療制度)に加入している方			

■40～74歳で杉並区国民健康保険以外の医療保険に加入している方は、各医療保険者(健康保険組合・協会けんぽ・組合国保など)が実施する特定健診を受診してください。ご不明な点は、各医療保険者または事業所などにご確認ください。

◇がん検診◇

がんの早期発見と早期治療のために、各種がん検診を各指定医療機関(受診券に実施機関一覧表を同封)で実施しています。職場などで受診の機会がない方が対象です。がん検診は、異常の有無を判断するものです。自覚症状のある方は、診察をお勧めします。

検診名	対象者	受診期間	検査内容	費用	備考	
④肺がん検診	35歳以上	7月1日～9月30日	胸部X線検査 喀痰細胞診検査 ※1	1000円	【申込締切(必着)】第1回=6月15日(月)▷第2回=7月15日(水)▷最終締切=8月21日(金) 各締切日の月末に受診票を郵送します	
⑤喉頭がん検診	55歳以上		喉頭鏡検査 ファイバースコープ検査	1000円		
⑥子宮がん検診	20歳以上	20年度中に受診していない方(19年度中に受診した方には3月下旬に受診票を郵送済み)	4月1日～22年2月27日	視診・内診 頸部細胞診検査	1000円	【申込締切(必着)】毎週金曜日。翌週に受診票を郵送します▷最終締切=22年1月29日(金)
⑦乳がん検診	40歳以上		4月13日～22年2月27日	視診・触診 マンモグラフィ検査	1000円	
⑧大腸がん検診 ※2	40歳以上	区民健診受診対象外(社会保険などに加入)の方	6月1日～22年1月31日	便潜血検査(2日法)	200円	【申込締切(必着)】毎週金曜日。翌週に受診票を郵送します▷最終締切=12月18日(金)
前立腺がん検査 ※2	50・55・60・65・70歳			採血によるPSA検査	700円	
⑨胃がん検診	35歳以上	指定医療機関実施	6月1日～22年1月31日	胃X線検査 ※3	1000円	【申込締切(必着)】 指定医療機関実施分=12月18日(金)(最終) 杉並保健所3階実施分=22年2月19日(金)(最終) 申し込みハガキ受付後、受診票を郵送します
		杉並保健所3階実施	4月16日～22年3月20日までの木・金・土曜日			

※1.肺がんのリスクが高いと医師が判断した方のみ実施。※2.区民健診受診対象の方は、区民健診と同時受診となります。予約の際、医療機関にお申し込みください。

※3.次の方は申し込みをご遠慮ください。

(1)胃の手術を受けたことがある(2)現在、胃および十二指腸の疾病治療中または経過観察中(3)妊娠中または妊娠の可能性のある(4)おおむね1年以内に胃がん検診を受けた

◇成人歯科健康診査・眼科検診◇

成人歯科健康診査は歯周疾患の早期発見・治療、および口腔の健康保持・改善のために、眼科検診は緑内障と加齢黄斑変性の早期発見・治療を目的に、各指定医療機関(受診券に実施機関一覧表を同封)で実施しています。対象者には受診券を郵送しますので、申し込みの必要はありません。

健(検)診名	対象者	受診期間	費用	検査内容など
成人歯科健診	30・35・40・45・50・60・70歳	6月1日～11月30日	無料	口腔内診査・健診結果判定に基づく指導(1回)
成人歯科健診再評価調査	20年度に成人歯科健診を受診した方(60歳・70歳受診者を除く)			昨年度の歯科健診がどのようにお役に立てたかを調査(聞き取りなど)し、歯科保健指導を行います。受診した医療機関から連絡します
眼科検診	40・45・50・55・60歳	10月1日～22年1月30日	300円	眼圧測定・眼底検査・細隙灯顕微鏡検査

◆申し込み方法◆ ハガキでお申し込みください。受診票(券)を郵送します。〔②特定健診の申し込みは必要はありません〕

健(検)診名	申し込み・問い合わせ	ハガキ記載事項(健(検)診ごとに1人1枚。⑥子宮がん⑦乳がんは1枚で可)
①③区民健診④肺がん⑤喉頭がん⑥子宮がん⑦乳がん⑧大腸がん検診	杉並保健所健康推進課 (〒167-0051荻窪5-20-1)	(1)〇〇健(検)診希望(2)住所(3)氏名(フリガナ) (4)生年月日(年齢)(5)性別(乳がん・子宮がんは不要)(6)電話番号
⑨胃がん検診	杉並区医師会 胃がん検診担当 (〒166-0004阿佐谷南3-48-8 ☎3392-4114)	

■受診方法=受診票(券)が届きましたら、指定医療機関(受診票(券)に実施機関一覧表を同封)の中から受診場所を決めて、電話などで予約をしてください。受診期間中でも休日などにより受診できない日があります。■各健(検)診の費用は、受診する窓口でお支払いください。なお、生活保護および中国残留邦人等の生活支援給付を受給している方は、費用が免除されます。受診前に免除の申請が必要です。杉並保健所健康推進課へお問い合わせください。

10月1日から路上禁煙地区で過料を徴収します

西武新宿線上井草駅周辺



平成15年10月に「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（以下「条例」という）」を施行してから5年余りが経過しました。この間、区では路上禁煙地区（6地区）の指定を行い、各種の啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。

しかしながら、一定の成果は上がってはいますが、いまだルールを守らない喫煙者が見受けられ、多くの区民の皆さんから苦情を寄せられているのが現状です。

そこで、区では、意識啓発のみでは限界があることから、路上禁煙地区において、条例に基づき違反者に対し過料を科すことで喫煙ルールの徹底を図り、区民の皆さんの安全と環境美化の一層の推進を図ることにしました。

今後、周知活動を積極的に行っていきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

—問い合わせは、環境課生活環境担当へ。

徴収の概要

- ◇適用対象
路上禁煙地区における路上喫煙行為（吸い殻のポイ捨てを含む）
- ◇過料の金額
2000円
- ◇実施方法
・条例違反者からの過料の徴収は、区職員が行います。
・過料は直接その場でお支払いいただくか、後日、納入通知書によりお支払いいただきます。
- ◇実施時期
10月1日(木)から



○路上禁煙地区の標示

路上禁煙地区内では路面標示や案内板を設置するなど、だれもが路上禁煙地区であることをわかるよう工夫しています。

JR西荻窪駅周辺



JR荻窪駅周辺



JR阿佐ヶ谷駅周辺



京王井の頭線高井戸駅周辺



 路上禁煙地区  赤線部分は路上禁煙地区です。

お気軽にどうぞ 区民相談 ☎3312-2111 (区代表)

	相談名	内容	日 時	場 所
くらし・法律・行政など	一般区民相談 くらしの相談	日常生活の悩みや区政のことなど	祝日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時	区政相談課
	外国人相談		月・火・木・金曜日午前9時～正午、午後1時～4時 英語＝火曜日午前10時～正午/木曜日午後1時～4時 中国語＝火曜日午後1時～4時/木曜日午前10時～正午 日本語・英語＝毎週金曜日▷中国語＝第2・4金曜日▷韓国・朝鮮語＝第1・3・4金曜日/いずれも午後2時～5時	
	法律相談(電話予約制)	土地・建物・相続・その他法律上のこと	月～金曜日午後1時～4時(先着12名)/第3土曜日午後1時～4時(先着6名)	区政相談課 専門相談予約専用電話 ☎5307-0617
	税務相談(電話予約制)	贈与税・相続税などの助言・指導	木曜日午後1時～4時(先着6名)	
	司法書士相談(電話予約制)	不動産登記や商業登記の手続き、裁判所へ提出する書類の作成・手続きなどの助言・指導	第2・4水曜日午前9時～正午(先着6名)	区政相談課
	交通事故相談	示談の進め方など	月～金曜日午前9時～正午、午後1時～4時	
	防犯相談	防犯に関すること	第3金曜日午後1時～4時(受付は3時まで)	
	人権相談	人権が侵害されたとき	第2金曜日午後1時～4時(受付は3時まで)	
	行政相談	国など行政機関への苦情や要望	第2金曜日午後1時～4時(受付は3時まで)	犯罪被害者総合支援窓口 相談専用電話 ☎5307-0620 FAX5307-0681
	犯罪被害者相談	犯罪被害を受けた方の生活上の問題や悩みなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	
生活相談	病気や失業などで経済的に困りのことなど	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104 / 高円寺 ☎5306-2611 / 高井戸 ☎3332-7221)	
家庭	家事相談(電話予約制)	夫婦・親子の家庭内の悩みなど	火曜日午後1時～4時(先着4名)	区政相談課専門相談予約専用電話 ☎5307-0617
	家庭相談	離婚・男女関係・家庭内の悩みなど	月・水・金曜日午後1時～5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104 / 高円寺 ☎5306-2611 / 高井戸 ☎3332-7221)
	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭への支援など ひとり親家庭への支援・母親への就労支援など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 月～土曜日午前9時～午後7時	
住宅・建物	住まいの修繕・増改築相談	住まいの修繕・増改築などに関する相談	月・金曜日午後1時～4時(年末年始は変更あり)	区役所1階ロビー ☎住宅課
	耐震相談会	建物の耐震診断や耐震改修に関する相談	毎月1回午後1時～4時	区役所1階ロビー ☎建築課
	建築総合相談会	建物全般に関する相談	火曜日午後1時～4時	
高齢者	介護保険苦情・相談	介護保険制度や介護サービスへの苦情・意見・要望	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護保険課
	健康・生活相談(予約制)	高齢者の疾病予防と健康に関する相談および日常生活に関する相談	火～金曜日午前10時～午後3時	高齢者活動支援センター ☎3331-9211
	高齢者の総合相談窓口	介護に関する相談、介護保険の申請受付、介護予防や生活支援の相談、申請受付	月～金曜日＝午前9時～午後7時 / 土曜日＝午前9時～午後1時	ケア24(地域包括支援センター)20所 ※「くらしのガイド」参照
	介護予防・高齢者福祉の相談	介護予防や高齢者の福祉に関する相談	月～金曜日午前8時30分～午後5時	介護予防課
障害者	生活相談	地域生活、自立に向けての就職・進路などの相談	火～日曜日午前9時30分～午後6時	障害者地域自立生活支援センターやなぎくぼ ☎3331-2510 FAX3335-3581
			午前9時30分～午後7時30分(第1土曜日・第3日曜日を除く)	杉並障害者自立生活支援センターすだち ☎5310-3362 FAX5310-3561
			月～金曜日午前9時～午後5時	すぎのき生活園 ☎3399-8953 FAX3399-8954 なのはな生活園 ☎3335-0415 FAX3335-0416 こすもす生活園 ☎3317-9312 FAX3317-9332 こども発達センター ☎5317-5661 FAX5317-5664
	精神障害者の生活相談	日常生活や障害福祉サービス利用の相談	月～金曜日午後4時～7時 / 土・日曜日午前9時～午後4時30分	地域生活支援センター(杉並保健所5階) 相談専用電話 ☎3391-1977
高次脳機能障害の相談	高次脳機能障害に関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	地域生活支援センター(杉並保健所5階) 相談専用電話 ☎3391-1976	
経済	商工相談(電話予約制)	資金繰り・創業その他経営についての相談	月～金曜日午前9時45分～午後3時30分	産業経済課商工係
就労	就労相談(予約優先)	職業選択、就職・再就職活動の進め方など(希望者には職業適性検査を実施します)	火曜日午前10時～正午、午後1時～5時	
消費者	消費者相談	商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談・苦情	月～金曜日午前9時～午後4時	消費者センター 相談専用電話 ☎3398-3121
防災	防災相談	災害用あっせん物資、地域団体の防災事業など防災全般について	月～金曜日午前9時～午後5時	防災課
教育・保育・児童	来所教育相談(電話予約制)	園・小中学校生活(不登校・情緒・行動・学業など)、発達・進路、育て方に関する悩み	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎5378-0961
	電話教育相談(匿名可)	子どものいじめ、不登校、教育上の悩みに関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター 相談専用電話 ☎3317-1190
	教育SAT(いじめ等対策チーム)	いじめ、不登校、学級崩壊について電話による相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎3311-0023
	障害児等の就学相談	障害児等の入学・転学、その他就学に関する相談	月～金曜日午前9時～午後5時	済美教育センター ☎3311-0050
	子育て相談	乳幼児の生活習慣・しつけなど	月～金曜日午前9時～午後5時 月～土曜日午前9時～午後5時	区立保育園(44園) ☎保育課 子育てサポートセンター(5所) ☎保育課
		就園前の子育てなどの悩みなど	月～金曜日午後1時～4時	区立幼稚園(高円寺北 ☎3330-0340 / 下高井戸 ☎3303-9485 / 高井戸西 ☎3332-9020 / 成田西 ☎3311-3876 / 西荻北 ☎3399-0848 / 堀の内 ☎3313-3437)
	子どもの相談	心身の発達の遅れやその心配など	月～金曜日午前9時～午後5時	こども発達センター ☎5317-5661
	ゆうライン(子どもと家庭に関するなんでも相談)	子ども自身の悩みと、子育ての悩みなど子どもと家庭に関する相談	月～土曜日午前9時～午後7時	子ども家庭支援センター 相談専用電話 ☎5929-1901
医師による児童精神相談(予約制)		第2・4火曜日午後2時～5時		
臨床心理士による子育て・心理相談(予約制)		第1・3木曜日午前10時～正午 第2・4木曜日午前10時～正午 / 第3木曜日の午後2時～5時		
家族心理士による家族心理相談(予約制)	第2・4木曜日午前10時～正午 / 第3木曜日の午後2時～5時			
りみど	みどりの相談	木や草花の育て方、花の咲かせ方など	土・日曜日午前9時～正午、午後1時～4時30分	みどりの相談所(塚山公園内) ☎3302-9387
女性	女性一般相談	女性のさまざまな悩み事(夫婦や親子の家庭の問題、人間関係、生き方、心身の不安など)	火～日曜日午前10時～午後4時(月曜日が祝日の場合は相談を実施し、翌日が休み)	男女平等推進センター(ゆう杉並)相談室 ☎3393-4713
	法律相談(予約制)	女性がかかわる法的な問題(離婚・養育・財産分与・相続・労働など)	木曜日午後1時30分～4時30分(月1回夜間あり)	
	女性相談	配偶者等からの暴力の相談など	月～金曜日午前8時30分～午後5時	杉並福祉事務所(荻窪 ☎3398-9104 / 高円寺 ☎5306-2611 / 高井戸 ☎3332-7221)
保健福祉	保健福祉サービス苦情調整委員制度(電話予約制)	保健福祉サービス苦情調整委員への相談(施設や在宅などで提供される保健福祉サービスに関すること)	木曜日午後1時～5時(受付は4時まで)	保健福祉部管理課保健福祉支援係
	医療安全相談窓口	医療機関に関する悩み事など	月～金曜日午前9時～午後5時	杉並保健所地域保健課専用電話 ☎3391-0874
	健康相談	健康に関する相談(子育て・乳幼児歯科・もの忘れ・こころ(自殺予防を含む))など	月～金曜日午前8時30分～午後5時 ※その他の健康相談は、「広報すぎなみ」毎月21日号に掲載	各保健センター(荻窪 ☎3391-0015 / 高井戸 ☎3334-4304 / 高円寺 ☎3311-0116 / 上井草 ☎3394-1212 / 和泉 ☎3313-9331)

(注) 1. 障害者施策課(区役所東棟1階)には、水曜日の午前9時～午後5時に、福祉事務所には木曜日(荻窪・高井戸＝第1・3、高円寺＝第2・4)の午後1時～4時に手話通訳者がいます。
2. いずれの相談も、祝日(振替休日を含む)・休館日はお休みです。3. 区政相談課のファクス番号はFAX3312-3531です。

区からの お知らせ

年金

国民・厚生年金のお知らせ

◆現況届が不要になります

年金を受ける権利の有無の確認については、毎年、誕生日に社会保険庁から送付される現況届によって行っていました。4月生まれの方から住基ネットを活用した現況確認を行います。そのため、社会保険庁からの現況届は、原則送付されなくなります。

なお、住基ネットにより確認できるのは年金受給者本人の現況のみとなります。そのため、加給年金額を受けられるかを確認する必要がある方は「生計維持確認届」を、障害の程度を確認する必要がある方は「障害状

ありがとうございました

1月～2月のご寄付(敬称略・順不同)

【福祉】阿佐谷景観整備協議会=15万3547円▷杉並明るい社会づくりの会=100万円【みどりの基金】高円寺パル商店街振興組合・高円寺パル商盛会=11万3205円▷(有)シリアルマミー=1万円▷岩本隆史=5000円【NPO支援基金】匿名=5万円▷杉並区NPO支援基金普及活動委員会=19万714円▷カラオケsalon山ちゃん・山口洋平=10万円▷匿名=5000円▷すぎなみNPOフェスタ実行委員会=28万275円▷岩本隆史=5000円

態確認届」を引き続き提出する必要があります。

◆裁定請求するときは

4月以降、新たに年金の裁定請求をする方は、裁定請求書中の「請求者の住民票コード」欄に住民票コードを記入することにより、現況届の提出が原則不要となります。

◆住基ネットについて

課住民記録係▽現況届・裁定請求について▷杉並社会保険事務所 3312-11511または国保年金課国民年金係

◆国民年金保険料はお得な「前納制度」のご利用を

4月分～22年3月分の国民年金保険料は月額一万四六〇円です。4月30日までに現金で一年分前納した場合、三二〇円割引きの一万七二〇〇円となります。

また、9月までの半年分の前納は七一〇円割引きの八万七二五〇円です。お支払い場所は、各金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどです。詳細は、お問い合わせください。

◆国民年金保険料の特例免除

経済的な理由などで、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除となる場合があります。

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。対象は、申請する年度または前年度において退職(失業)の事実がある場合です(配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは、保険料免除が認められない

◆申請に必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの②認印(本人が署名する場合は不要)③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証・離職票など)

◆国民年金課国民年金係または杉並社会保険事務所

3312-11511

子育て・教育

学習に必要な経費の一部を援助します

区内在住の国公立の小学校に通学する児童・生徒の保護者で、次のいずれかを満たす方①生活保護を受けている②前年度中に生活保護が停止・廃止になった③同一生計を営む世帯全員の前年中の総所得金額の合計が、生活保護基準の一・二倍以下

住まい・まち

防災用高所カメラを設置しました

区は、災害対策強化のため、荻窪地域の民間ビル屋上に、防災用高所カメラを四台設置しました。

防災用高所カメラの映像は、区防災センターや消防署・警察署に送り、大規模地震や火災の際、現場の映像を基に迅速かつ的確に被害状況を把握し、災害対応に役立てます。

募集

すぎなみ環境賞の選考委員

すぎなみ環境賞は、環境に配慮した行動の一層の普及を図るため、ごみ減量に努める個人や団体などを表彰する区独自の制度です。

◆区内在住の方(若干名)郵送またはファクス(11面記入例参照)に「あなたの考えるごみの発生抑制または省エネの方法」について四〇〇字程度にまとめた文章と性別・職業も書いて、4月17日(消印有効)までに環境都市推進課計画調整係

3312-2316へ同係

◆募集・体験・見学

済美日曜教室は、知的障害のある方たちが、学習・スポーツ・レクリエーションを通して、日常生活に必要な事柄を学習するとともに、仲間づくりをする場です。参加者をサポートし、一緒に楽しんでいただけるボランティアの方を募集しています。

資格や経験は問いません。時日曜日のおおむね午前9時30分～午後4時(月一、二回程

その他

吹付けアスベスト調査費の助成

調査を実施する前に申請をしてください。

◆左表のとおり申請書(環境課(区役所西棟七階)で配布。区ホームページからも取り出せます)

(アスベスト調査費用の助成)															
対象建築物	対象調査	対象者・補助金額													
区内にある次の建築物と付属施設 ①居住用の戸建住宅または共同住宅 ②事業用の建築物 ③民間の保育・教育施設など	飛散の危険性のある吹付けアスベストの使用実態を判断するための次の調査(スレート板・ビニル床タイルなど、成形板の調査は対象外)①目視調査②成分分析調査③空気環境測定調査	補助金額=調査経費合計額の2分の1(1000円未満切り捨て)													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象建築物など</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者・居住者</td> <td>居住用住宅</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅の管理者</td> <td>分譲共同住宅(共用部分)</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>中小企業者</td> <td>事業用建築物</td> </tr> <tr> <td>右記施設の所有者・経営者</td> <td>民間の保育・教育施設など</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象建築物など	限度額	所有者・居住者	居住用住宅	15万円	分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円	中小企業者	事業用建築物	右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など
対象者	対象建築物など	限度額													
所有者・居住者	居住用住宅	15万円													
分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円													
中小企業者	事業用建築物														
右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など														

注1. 補助金の申請は、対象建築物について1回限りです。2. 対象建築物を賃貸で居住または使用している方が調査を実施する時は、所有者の承諾が必要です。

住宅の耐震無料相談会

時・内建物の耐震診断や耐震改修の無料相談会 4月8日(水)午後1時～4時(毎月一回。次回は5月20日(水)予定)▽建築総合無料相談会 毎週火曜日午後1時～4時(祝日を除く)場区役所一階ロビー(無料)当日、直接会場へ(他)図面などがある場合は持参してください

◆募集中

区内在住の方(若干名)郵送またはファクス(11面記入例参照)に「あなたの考えるごみの発生抑制または省エネの方法」について四〇〇字程度にまとめた文章と性別・職業も書いて、4月17日(消印有効)までに環境都市推進課計画調整係 3312-2316へ同係

◆募集・体験・見学

済美日曜教室は、知的障害のある方たちが、学習・スポーツ・レクリエーションを通して、日常生活に必要な事柄を学習するとともに、仲間づくりをする場です。参加者をサポートし、一緒に楽しんでいただけるボランティアの方を募集しています。

◆左表のとおり申請書(環境課(区役所西棟七階)で配布。区ホームページからも取り出せます)

(アスベスト調査費用の助成)															
対象建築物	対象調査	対象者・補助金額													
区内にある次の建築物と付属施設 ①居住用の戸建住宅または共同住宅 ②事業用の建築物 ③民間の保育・教育施設など	飛散の危険性のある吹付けアスベストの使用実態を判断するための次の調査(スレート板・ビニル床タイルなど、成形板の調査は対象外)①目視調査②成分分析調査③空気環境測定調査	補助金額=調査経費合計額の2分の1(1000円未満切り捨て)													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象建築物など</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者・居住者</td> <td>居住用住宅</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅の管理者</td> <td>分譲共同住宅(共用部分)</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>中小企業者</td> <td>事業用建築物</td> </tr> <tr> <td>右記施設の所有者・経営者</td> <td>民間の保育・教育施設など</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象建築物など	限度額	所有者・居住者	居住用住宅	15万円	分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円	中小企業者	事業用建築物	右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など
対象者	対象建築物など	限度額													
所有者・居住者	居住用住宅	15万円													
分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円													
中小企業者	事業用建築物														
右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など														

注1. 補助金の申請は、対象建築物について1回限りです。2. 対象建築物を賃貸で居住または使用している方が調査を実施する時は、所有者の承諾が必要です。

保健福祉サービス苦情調整委員 面談日の変更

保健福祉サービス苦情調整委員による面談日が、水曜日から木曜日に変更となりました。時 毎週木曜日の午後1時～5時(事前予約制。受付は4時まで) 内調整委員=弁護士・大学教授・社会福祉士 保健福祉部管理課保健福祉支援係(区役所東棟3階)

◆募集中

区内在住の方(若干名)郵送またはファクス(11面記入例参照)に「あなたの考えるごみの発生抑制または省エネの方法」について四〇〇字程度にまとめた文章と性別・職業も書いて、4月17日(消印有効)までに環境都市推進課計画調整係 3312-2316へ同係

◆募集・体験・見学

済美日曜教室は、知的障害のある方たちが、学習・スポーツ・レクリエーションを通して、日常生活に必要な事柄を学習するとともに、仲間づくりをする場です。参加者をサポートし、一緒に楽しんでいただけるボランティアの方を募集しています。

◆左表のとおり申請書(環境課(区役所西棟七階)で配布。区ホームページからも取り出せます)

(アスベスト調査費用の助成)															
対象建築物	対象調査	対象者・補助金額													
区内にある次の建築物と付属施設 ①居住用の戸建住宅または共同住宅 ②事業用の建築物 ③民間の保育・教育施設など	飛散の危険性のある吹付けアスベストの使用実態を判断するための次の調査(スレート板・ビニル床タイルなど、成形板の調査は対象外)①目視調査②成分分析調査③空気環境測定調査	補助金額=調査経費合計額の2分の1(1000円未満切り捨て)													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象建築物など</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者・居住者</td> <td>居住用住宅</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>分譲共同住宅の管理者</td> <td>分譲共同住宅(共用部分)</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>中小企業者</td> <td>事業用建築物</td> </tr> <tr> <td>右記施設の所有者・経営者</td> <td>民間の保育・教育施設など</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	対象建築物など	限度額	所有者・居住者	居住用住宅	15万円	分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円	中小企業者	事業用建築物	右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など
対象者	対象建築物など	限度額													
所有者・居住者	居住用住宅	15万円													
分譲共同住宅の管理者	分譲共同住宅(共用部分)	30万円													
中小企業者	事業用建築物														
右記施設の所有者・経営者	民間の保育・教育施設など														

注1. 補助金の申請は、対象建築物について1回限りです。2. 対象建築物を賃貸で居住または使用している方が調査を実施する時は、所有者の承諾が必要です。

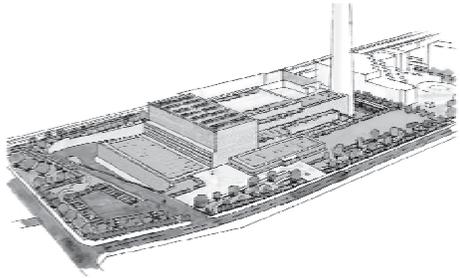
保健福祉サービス苦情調整委員 面談日の変更

保健福祉サービス苦情調整委員による面談日が、水曜日から木曜日に変更となりました。

時 毎週木曜日の午後1時～5時(事前予約制。受付は4時まで) 内調整委員=弁護士・大学教授・社会福祉士 保健福祉部管理課保健福祉支援係(区役所東棟3階)

杉並清掃工場建替計画が まとまりました

このたび、東京二十三区清掃一部事務組合では、一般廃棄物処理基本計画に基づき杉並清掃工場建替計画を策定しました。



▲完成イメージ図

策定にあたっては素案の段階で説明会を開催し、区民の皆さんからご意見をいただきました。今後、東京都条例による環境影響評価の手続きを進め、24年度から工事を開始する予定です。

◇計画の概要

- 【場所】 高井戸東3-7-6
- 【敷地面積】 約3万7000㎡
- 【施設規模】 焼却日量600t(300t/日・炉×2基)
- 【処理方式】 全連続燃焼式火格子焼却炉
- 【工事期間】 24~29年度

なお、建替計画の詳細および説明会で寄せられたご意見に対する見解については、東京二十三区清掃一部事務組合のホームページ <http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/> でご覧になれます。

東京二十三区清掃一部事務組合施設建設部計画推進課 ☎6238-0912

春の交通安全運動の重点目標は、次の通りです。

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③自転車の安全利用の促進
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤二輪車の交通事故防止

◇区内の交通事故発生状況
20年中に杉並区で発生した交通事故件数は二四二八件、負傷者数は二八〇二人と前年より三〇九件、三四〇人減少しました。しかし、亡くなった方は六人と前年より一人増となりました。

区内の交通事故は減少傾向にあります。23区の中で六番目に交通事故が多く発生していま

◇子どもと高齢者を交通事故から守ろう
子どもの交通事故は一二五

◇自転車運転するあなたは、車のドライバーです。
交通ルール・マナーを守らない悪質な自転車の危険走行が、大きな社会問題になっています。

◇展示会
4月6日(月)~12日(日)まで、区役所一階ロビーで交通安全に関する展示を行います。

件、高齢者では五三一件と依然として多く発生しています。大切なお子さんが事故に遭わないよう、ご家庭で基本的な交通ルールを教えましょう。

また、高齢者の事故では、横断歩道ではないところを横断するなど、「無理な道路横断中」に多く起きています。ご自分の体力を過信せず、「信号を守ること」「横断歩道を渡る時」などの交通ルールを守ってください。

高井戸 ☎3332-0110
荻窪 ☎3397-0110

「やさしさが走るこの街この道路」

4月6日(月)~15日(水) 春の杉並区交通安全運動

情報ぽけっと

区の後援・その他の催し・講座など

催し

★新能 5月16日(土)午後6時 大宮八幡宮の社(雨天時は高千穂大学) 火鑽(き)り、狂言、能「殺生石」ほか 指定席5000円、自由席3000円(小中学生優待あり) チケット販売窓口=杉並区文化協会ほか ☎3321-5098

★ピースフェスティバル2009~平和について考える 5月17日(日)午前10時~午後2時30分 杉並第十小学校 フリーマーケットほか 無料 当日、直接会場へ ☎杉並明るい社会づくりの会・アフリカへ毛布をおくる運動 ☎5340-3406 ①アフリカへ毛布をおくる運動を5月31日まで行っています ②クリーニング済の毛布を回収します。輸送費1000円のご協力をお願いします。団体が収集に伺います

★中南米と日本の名曲を歌うラテン音楽世界巡り 4月12日(日)午後2時 浴風園コミュニティホール 出演=マジック・風の園ほか 曲目=「コーヒー・ルンバ」ほか 区内在住の方 200名(先着順。車椅子席あり) 無料 当日、直接会場へ ☎マジック・風の園・佐藤 ☎3333-0313

★ZEROキッズのミュージカル「ふしぎの森へ」 5月2日(土)午後6時~8時 ②3日(日)午後2時~4時 中野区 出演=谷川賢作ほか 3歳以上の方 1200名(申込順) 前売り2000円(子育て応援券利用可) チケット販売窓口=なかのZEROチケットセンター ☎3382-9990 ☎同団体 ☎5385-9068

★歌劇「フィガロの結婚」全幕公演 6月27日(土)午後5時30分 セシオン杉並 出演= TOKYO Play Opera 300名(申込順) 3000円 Eメール(11面記入例参照)で、

6月25日(必着)までにTokyo Play Opera ☎tpo50551@yahoo.co.jpへ ☎同団体 ☎090-1773-7065 区民20名をご招待=往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月30日までに同団体(〒168-0064永福3-23-1 O.B.Sエイフク)へ(抽選)

★杉並公会堂主催の催し~親子のためのクラシックコンサート「音楽の絵本」 8月23日(日)①午後1時②4時 杉並公会堂 出演=ズーラシアンプラス(金管五重奏)ほか 曲目=「ウィリアム・テル序曲」ほか 2500円(子育て応援券利用可。3歳未満でひざの上は無料) ☎電話で、同施設 ☎5347-4450

★野草展 4月24日(金)~26日(日)午前10時~午後4時(26日は3時まで) 大田黒公園 山野草や身近で見ることのできる植物など約300鉢を展示 無料 当日、直接会場へ ☎杉並野草の会事務局・窪田 ☎5932-7196

★杉並書道人協会展~区内在住・在勤の書家によるバラエティー豊かな作品展 4月25日(土)~29日(祝)午前10時~午後5時(25日は1時~) セシオン杉並 無料 当日、直接会場へ ☎同協会・鳥居 ☎3321-9846

★「多摩ニュータウンわたしの街」映画鑑賞 4月24日(金)午後7時 下高井戸シネマ(世田谷区) 150名(申込順) 1700円(小中学生・60歳以上・障害者は1500円) ☎ファクス(11面記入例参照)で、優れたドキュメンタリー映画を観る会 ☎3426-7058 ☎下高井戸シネマ ☎3328-5441 上映前にジャズコンサート、上映後に森康行監督などによるトークショーがあります

★郷土史講座「史跡見学会」 5月12日(火)~13日(水) 午前7時集合。1泊2日 集合場所=JR阿佐ヶ谷駅南口 行程=別所→大法寺→志賀パークホテル(泊)→善光寺御開帳→小布施→阿佐ヶ谷 50名(抽選) 2万1000円(保険料含む) 往復ハガキ(11面記入例参照。2名まで連記可)で、4月15日(必着)までに杉並郷土史会・原田弘(〒166-0012和田3-27-23)へ ☎同会・原田 ☎3312-6623

講演・講座

★高千穂大学授業公開(総合科目A)~税法は皆さんに身近な法律です 4月23日=判例に学ぶ所得税法の解釈と実務(一杉直)▷5月7日=所得税法の考え方(堀口和哉)▷14日=相続税・贈与税の概要(小林幹雄)▷21日=法人税法の概要(藤井保憲)▷28日=法人税調査の概要(今井康雅)▷6月4日=国際課税上の諸問題(広木準一)▷11日=消費税法の概要(柴田勝裕)▷18日=査察制度の概要(番重賢嘉)▷25日=お酒造りの話(石川雄章)▷7月2日=税に関する権利救済制度(後藤正廣) / いずれも木曜日午前10時40分~午後0時10分(計10回) ☎同大学 ☎18歳以上で区内在住・在勤または近隣在住の方 200名(申込順) 無料 往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月8日(消印有効)までに同大学総合科目係(〒168-8508大宮2-19-1)へ ☎同係 ☎3313-0146

★東京女子大学杉並区内大学公開講座~草の根から中国を読む 5月8日~6月12日の毎週金曜日、午後1時15分~2時45分(計6回) ☎同大学 ☎中国民衆の親族関係ほか ☎同大学教授・轟莉莉 ☎18歳以上で区内在住・在勤・在学の方 150名(抽選) 1000円 往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月17日(必着)までに同大学教育研究支援課(〒167-8585善福寺2-6-1)へ ☎同係 ☎5382-6470

★サイエンスホッパーズ
◇科学実験教室 4月~22年3月の土曜日(計10回) ☎近隣小学校ほか ☎小学4年生~中学生 80名(抽選) 登録料600円、各回300円~ ☎Eメール(11面記入例参照)で件名を「科学実験教室」として、4月10日までに同団体 ☎s-hopper@jd5.so-net.ne.jp

◇フィールドワーク(自然観察教室) 5月~22年3月の土・日曜日(計10回) ☎和田堀公園ほか ☎昆虫学者・須田孫七ほか ☎小学生の親子、中学生 80組(抽選) 登録料5000円、各回500円~ ☎往復ハガキ(11面記入例参照)で、4月15日(必着)までに同団体フィールドワーク係(〒167-0051荻窪5-15-13杉並ボランティア・地域福祉推進センターメールボックスNo.56)へ

— (いずれも) — ☎同団体・田中 ☎090-8340-6331

その他

★杉並清掃工場見学会(4月分) 4月25日(土)午後1時30分~3時 50名(申込順) 無料 ☎電話で、4月23日までに同工場 ☎3331-6110

★(社)杉並区シルバー人材センター・リサイクル自転車の販売会 4月20日(月)~22日(水) 午前11時~午後4時 自転車リサイクル作業所 販売価格=1台6500円~ ☎直接、同作業所へ(先着順) ☎同作業所 ☎3327-2287

★家庭福祉員(保育ママ)補助者募集 日中保護者が仕事などで保育できないお子さんを自宅で保育▷勤務場所=下井草3-34-13下井草グリーンハイツ101☎1名 ☎電話で、家庭福祉員・大和君江 ☎5382-8337 ☎詳細は、お問い合わせください

★障害のあるメンバーと一緒にお店を創っていただく方を募集します Fika Fikaは区から誘致を受け、障害のある方の活躍の場として営業しています。◇井草店(井草地区民センター内) 日替わりのお弁当作り▷勤務時間=午前8時30分~午後5時30分(交代制)◇阿佐ヶ谷店(区役所内) ☎ドリンク・軽食作り▷勤務時間=午前8時30分~午後5時30分(交代制)

— (いずれも) — ☎電話で、Fika Fika井草店・鶴田 ☎5382-6119 ☎有給休暇あり、交通費全額支給、条件により雇用保険適用

★「わんぱく相撲アート展」作品募集 5月10日(日)のわんぱく相撲杉並区大会会場(上井草スポーツセンター)に展示します▷募集作品=相撲を描いた絵(A4判横)。応募作品は返却しません) ☎区内在住・在学の小中学生以下のお子さん 無料 ☎絵の裏面に住所・氏名・電話番号・学校(幼稚・保育園)名・年齢を書いて、わんぱく相撲杉並区大会実行委員会事務局わんぱく相撲アート係担当・石井(〒167-0052荻窪2-21-13)へ郵送 ☎同事務局・石井 ☎080-3457-3643(午後6時~8時)

夕方のチャイムが6時になります

4月1日(水)から「夕やけこやけ」の放送時刻が午後6時になります。

聞広報課

ネタリウムで天文の話をしませ

◇小学校科学教室「全期クラブ6年生」

時5月9日(土)・16日(土)・23日(土)、6月6日(土)・13日(土)・20日(土)・27日(土)いずれも午後2時～4時。5月9日のみ午後1時45分～4時▷研究発表会=22年2月13日(土)内化学=炭づくり▷物理=プザーの製作▷生物=植物のつくりの観察▷地質=赤土▷天文=黄道十二星座師科学館指導員・小学校教諭区内在住・在学の国立・私立小学6年生(区立小学校の方は学校を通じて募集します)定120名(抽選)費無料往復ハガキ(記入例参照)に学校名も書いて、4月17日(必着)までに科学館へ

◇中学校科学教室「全期クラブ」

時・内下表のとおり。いずれも午後2時～4時/5月9日のみ午後2時30分～4時師科学館指導員、中学校教諭区内在住・在学の国立・私立中学生(区立中学校の方は学校を通じて募集します)定各40名(抽選)費無料往復ハガキ(記入例参照)に希望コース・学科・学校名も書いて4月17日(必着)までに科学館へ

— (いずれも) —

場・聞科学館(〒167-0033清水3-3-13) ☎3396-4391

〈中学校科学教室〉

Table with columns: 月日, 化学, 地質, 物理. Rows include dates like 5月9日(土) and topics like 開室式・課題研究, オリエンテーション, 音の性質, etc.

Table with columns: 月日, 生物, 天文・気象. Rows include dates like 5月9日(土) and topics like 開室式・課題研究, 顕微鏡観察, 太陽, etc.

物研究者・源原重行ほか区内在住・在勤・在学の方(小学生は保護者同伴)定45名(申込順)費100円(保険料)

— (いずれも) —

申・聞電話で、すぎなみ環境情報館 ☎3398-3191

講演・講座

■小児救急普及事業～赤ちゃんの病気と手当て

時4月21日(火)午前10時～11時30分場和泉保健センター(和泉4-50-6)師小児科医師・原みさ子定0歳児(第1子)の保護者定25名(申込順)費無料申・聞電話で、和泉保健センター ☎3313-9331へ他託児はご相談ください

■講演会「高島那生 絵本の工」

時4月25日(土)午後2時～4時場中央図書館(荻窪3-40-23)師絵本作家・高島那生定小学生以上定40名(申込順)費無料申・聞電話で、中央図書館 ☎3391-5754へ他2歳～就学前の託児あり(事前申込制)

■家族介護教室

◇認知症サポーター養成講座～認知症を正しく理解して、対応のポイントなどを学びましょう

時4月14日(火)午後2時～4時場西荻南区民集会所(西荻南3-5-23)師キャラバン・メイト区内在住・在勤の方定30名(申込順)費無料申・聞電話で、ケア24西荻 ☎3333-4668へ

◇認知症サポーター養成講座～認知症を学び地域で支えよう

時4月21日(火)午後2時～4時場杉並会館(上荻3-29-5)師キャラバン・メイト区内在住の方定40名(申込順)費無料申・聞電話で、ケア24上荻 ☎5303-6851へ



科学館

◇天文の夕べ観望会「月とプレセペ」

時4月4日(土)午後6時30分～8時30分区内在住・在勤・在学の方(小中学生は保護者同伴)費無料当日、直接会場へ他雨天・曇天の場合は、プ

〈ゆうゆう館の催し〉

Table with columns: ゆうゆう館名, 内容, 日時, 費用. Rows include 高円寺北館, 今川館, 浜田山館, 梅里堀ノ内館.

※申し込み・問い合わせは、各ゆうゆう館へ。第3日曜日は休館です。



スポーツのある暮らし 健康の第一歩

競技大会

●杉並区新人戦(卓球)

時5月10日(日)午前9時(区後援)場荻窪体育館(荻窪3-47-2)内種目=男女別シングルス(一般・初級)、男女別ダブルス(一般・初級)区内在住・在勤・在学の方または区内のクラブに所属し東京卓球連盟に加盟している方費シングルス800円(高校生以下400円)、ダブルス1組1600円参加種目・氏名・住所・年齢・電話番号・所属チームを書いて、参加費を添えて4月24日(必着)までに区卓球連盟事務局(〒166-0004阿佐谷南1-7-1)へ現金書留で郵送同連盟・田崎 ☎3314-6624(午前10時～午後5時)他①初級=過去に初級の部で優勝していない方②一般=優勝経験、全国大会出場のない方③シングルス、ダブルスの両方に参加する場合は同じ部にしか出場できません

●杉並春季テニス大会

時・内5月10日(日)=男子ダブルス・女子ダブルス▷17日(日)=ミックスダブルス/い

◎の教室は、杉並区公共施設予約システム「さざんかねっと(スポーツ施設)」から申し込みできます。スポーツ施設用の個人利用者登録が必要です。申し込みは4月1日午前8時30分からハガキ締切日まで。

ずれも午前9時～午後5時(区後援)場松ノ木運動場(松ノ木1-3-22)区内在住・在勤の方定各日80組(抽選)費1組3000円往復ハガキ(記入例参照)にクラブ名・参加種目・性別・2名分の住所も書いて、4月13日(必着)までに益子弘俊(〒166-0003高円寺南4-49-1)へ聞益子 ☎3330-9777(午後1時～6時)

スポーツ教室

●荻窪体育館 バレエ教室

◇はじめてバレエ(初心者向き) ◎教室番号「0615」

クラシックバレエの基礎から楽しく学べます。

時5月7日～6月25日の毎週木曜日、午前10時～11時(計8回)師林直美区内在住・在勤・在学の女性定20名(抽選)費6000円

◇優雅にバレエ(初級者向き) ◎教室番号「0616」

基本ステップから、短い振り付けにも挑戦します。

時5月7日～6月25日の毎週木曜日、午前11時15分～午後0時45分(計8回)師林直美区内在住・在勤・在学の女性定20名

(抽選)費8000円 — (いずれも) —

場荻窪体育館往復ハガキ(記入例参照)に生年月日も書いて、4月16日(必着)までに荻窪体育館(〒167-0051荻窪3-47-2)へ聞同体育館 ☎3220-3381他3歳～就学前の託児あり(事前申込制)

●アクアビクス教室

時4月～22年3月の年間50回①月曜日午前10時～11時②土曜日午後7時～8時場高井戸温水プール(高井戸東3-7-5)内水中での身体の動かし方・ウォーキング、日ごろ使わない筋肉のトレーニングなど定各回30名(先着順)費1回800円当日、直接会場へ聞高井戸温水プール ☎3331-8652他無料体験レッスン=4月12日(日)午前10時30分～11時(定員30名。先着順)

●杉並少年少女ラグビー教室

時4月12日(日)午後1時～5時(区後援)場井草森公園運動場(井草4-12-1)対幼児～小学生定100名(先着順)費無料当日、直接会場へ聞上西 ☎090-8685-0160 ☎ssrs@suginami-rs.com他運動のでき

る服装でお越しください

●太極鞭杆(べんかん)講習会

太極拳を杖を使って行います。時5月7日～28日の毎週木曜日、午後7時～8時40分(計4回。区後援)場荻窪体育館(荻窪3-47-2)区内在住・在勤・在学の方定200名(申込順)費無料往復ハガキ、ファクスまたはEメール(記入例参照)で、4月30日(消印有効)までに下川和久(〒167-0051荻窪5-14-4-304) ☎3391-3515 ☎yawaragikai@hotmail.com)へ聞下川 ☎3391-3515(午前9時～午後9時)他動きやすい服装で、130cm程度の棒と室内靴を持参してください

●春季初心者ソフトテニス教室

時5月9日～6月27日の毎週土曜日、午後3時～5時(計8回。区後援)場妙正寺体育館庭球場(清水3-20-12)区内在住・在勤の方定30名(抽選)費3000円往復ハガキ(記入例参照)に性別・経験年数も書いて、4月23日(必着)までに小島晃(〒166-0016成田西3-6-4)へ聞小島 ☎3312-0385(午後7時～9時)

